

源泉徴収義務者の皆様へ

東住吉税務署長

杉山泰敏

従業員の皆様への周知について（依頼）

平素は税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力をいただきありがとうございます。

さて、昨今におきましては、「ふるさと納税に係る寄附金控除」や「医療費控除」等を受ける方、複数の勤務先から給与の支払いを受けておられる方など、確定申告をされる従業員の方が非常に多くおられます。

税務署が開設する確定申告会場におきましては、マスク・フェイスシールドの着用や検温・換気等を徹底した上、来場者間の距離の確保など、感染症対策を講じることとしておりますが、多数の方が来場されますので、どうしても人との接触は避けられない状況です。

そのため、税務署におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、ご自身のスマホやご自宅のパソコンを利用して国税庁ホームページにアクセスし、確定申告書を作成していただき、e-Tax（電子申告）で提出（送信）していただくことを、幅広くご案内しております。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って入力すれば、自動計算で申告書が完成し、作成した申告書はスマホやパソコンを利用して簡単にe-Tax送信（提出）することができます。

特に、スマートフォンを利用した申告については、来年1月から入力がしやすい専用画面の対象者が拡大するほか、カメラ機能を利用して源泉徴収票を読み取ることができるようになり、より一層簡単で便利になります。

従業員の感染リスクを軽減することは、ご本人やご家族の身を守ること、ひいては御社社内における二次感染の回避にもつながることから、自宅等からのe-Taxを利用した申告は非常に有益と考えております。

このため、「ご自宅等からのe-Tax申告のおすすめ」及び資料1～5をメール配信や社内LANへの掲載を行うなどして、「簡単・便利」で「安心・安全」な「ご自宅等からのe-Tax申告」について、是非とも従業員の皆様に周知いただきますようよろしくお願いします。

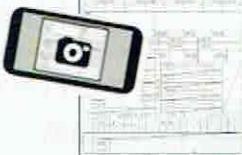
令和4年1月から スマートフォンを利用した申告が より一層便利になります

全国で**100**万人以上
の方が利用されています



スマホ専用画面の対象が拡大

スマートフォンで見やすいスマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加えて新たに、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制が加わります。



スマホのカメラで源泉徴収票を読み取り

スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることができます。



スマホ申告の「こんないいこと」



ご自宅で

マイナンバーカードやID・パスワードを使ってご自宅などどこからでも送信可能

スマホで見やすい

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

自動計算

画面の案内に従って金額などを入力するだけで自動計算！

いつでも

確定申告期は24時間いつでも利用可能

確定申告書の作成方法は
動画でチェック！



確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています。
※東住吉納税協会のHPへジャンプ！

スマホ申告に必要なものは、スマートフォンに加えて

次の①、②のいずれかが必要です。

- ① マイナンバーカード（スマートフォンはマイナンバーカード読取対応のものが必要です。）
- ② 税務署で発行したID・パスワード

※ID・パスワード方式は暫定的な方法です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

申告はしたい！… でも、人混みはイヤ！

東住吉税務署からのお知らせ

バイトで
2社から
給料もらった

医療費控除で
還付を受けたい

個人年金を
もらうようにな
った

副業、
やってみたら
儲けが出た！

ふるさと納税の
ワンストップ
手続き忘れた

おうちdeスマホ申告しよう！

↓ スマホがあれば START!

マイナンバーカードを
持っている

YES

対応するスマホを
持っている

対応端末一覧は
こちら



YES

スマート
申告
スタンバイ
OK!



こちらから
→

NO

市町村でマイナンバ
ーカードを取得する

マイナバ - 総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

YES

NO

NO

ID・パスワードを
持っている

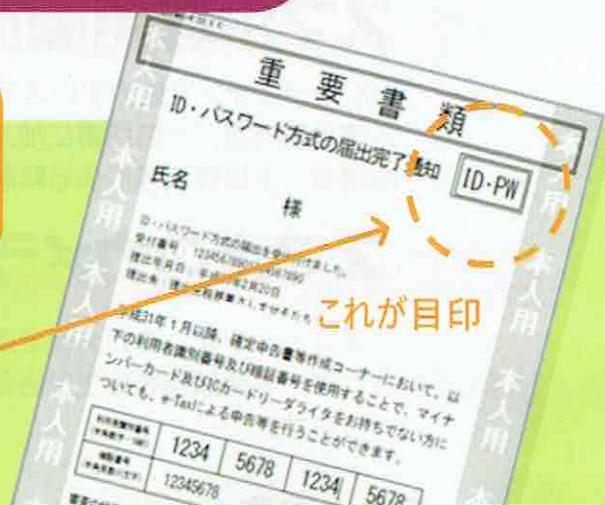
NO

近くの税務署で
ID・パスワードの
発行手続きをする！

YES

NO

送信できない場合でも、作成コーナーで
申告書を作成し、印刷して
提出できます。提出の際は
郵便をご利用ください。



これが目印

ID・パスワードの取得には、
ご本人が顔写真付きの本人確認
書類をお持ちのうえ、お近くの
税務署にお越しください。
10分程度で発行できます！



スマホ専用画面の対象は

給与所得

雑所得

一時所得

全ての所得控除

特定口座年間取引報告書

政党等寄附金特別控除

(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)

災害減免額

上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)

外国税額控除

本年分で差し引く繰越損失額

予定納税額

確定申告書の作成方法は
動画でチェック！



確定申告等作成コーナーを利用した
入力方法などの動画をご案内してい
ます。(東住吉納税協会HP)

キャッシュレス

簡単・便利なキャッシュレス納付のご利用をお願いいたします。

便利な納付方法をご利用ください！

キャッシュレス

ダイレクト納付

こんな方に
おすすめ！

e-Taxを利用している方や

源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座（複数の預貯金口座が利用可能）から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付することができます。

※ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応しています。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- ◎ 届出書の提出からご利用可能まで1ヶ月程度(e-Taxでの提出は1週間程度)かかります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、e-Taxホームページをご確認ください。

キャッシュレス

口座振替による納付

こんな方に
おすすめ！所得税や消費税の申告書を
毎年提出する個人事業主の方

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落しにより納付することができます。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

令和3年
1月から

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版・SP版)にログインし、必要事項を入力することで、金融機関届出印の押印なしにオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能となりました。

こんな方に
おすすめ!

キャッシュ
レス

クレジットカード納付



時間を気にせず利用したい方や
インターネットを利用している方

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.nofu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。



- ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

キャッシュ
レス

インターネットバンキング等からの納付



こんな方に
おすすめ!

インターネットバンキングやATM等から納付できます。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

コンビニ納付（QRコード）



近くにコンビニがある方や
インターネットを利用している方

こんな方に
おすすめ!

パソコンやスマホから、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」等で作成・出力した「QRコード」をコンビニの端末に読み取らせ、レジで納付することができます。



- ◎ 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）となります。
- ◎ 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- ◎ 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます）。
- ◎ 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは株テンソーウェーブの登録商標です。

金融機関の窓口での納付



納付書をお持ちの方は、金融機関で、現金を添えて納付することができます。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> 右のコードからもアクセスできます。

